

鹿市医第32号
令和6年4月12日

医療施設長 様

鹿児島市医師会
会長 上ノ町 仁

「子ども虐待対応の手引き」の一部改正について（情報提供）

標記の件につきまして、日本医師会から鹿児島県医師会から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

今般、「子ども虐待対応の手引き」の「第13章特別な視点が必要な事例への対応」の「5.乳幼児揺さぶられ症候群（シェイクン・ベビー・シンドローム）が疑われる場合の対応」について、各関係医学会の意見を踏まえ一部改正がなされことについて、情報提供がありました。

本手引きでは、児童相談所等の児童福祉現場の対応のあり方を示すものですが、AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）に関しては医師による診断が重要であり、児童相談所が多角的な意見を得るために自ら主体的に複数の診療科等のセカンドオピニオンを受けることが重要であることが示されています。

また、子ども家庭庁から、AHT事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組を実施する関係学会の連絡先等を示す事務連絡が発出されております。

（参考）

こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き」

https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/hourei-tsuuchi/taiou_tebiki

参照：日本医師会文書管理システム（会員向け文書管理システム）

課発番	発信日	文書名
日医発第 39号	2024/4/2	「子ども虐待対応の手引き」の一部改正について